

## 豊明市社会福祉大会豊明市長ほう賞要綱

### (趣旨)

第1条 社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著なものに対し豊明市長（以下「市長」という。）がこれを表彰し、又は感謝の意を表するものである。

### (表彰の場所)

第2条 豊明市社会福祉大会

### (表彰の対象)

第3条 市長が表彰するものは、次の各号に定めるものとし、それぞれの表彰に該当する条件を有し、その職が重複する場合は、就任年月の最も早いものとする。

（1）民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員

ア 現職であって、その在職期間が12年以上であり、社会福祉の増進に功績が顕著であるもの。ただし、在職期間が中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは各所属長とする。

（2）福祉団体の役員

ア 福祉団体とは本会が育成助成をしている社会福祉団体とし、対象者は各団体の最高議決会議（総会を除く）の構成員とする。

イ 現職であってその在職期間が15年以上とし在職期間が中断されている場合は通算する。

ウ 内申をするものは各団体長とする。ただし、団体長は、豊明市福祉事務所長（以下「所長」という。）が内申する。

（3）社会福祉施設団体の役員等

ア ここでいう施設とは社会福祉事業法第2条に規定され、かつ民間の社会福祉施設とする。

イ 現職であってその在職期間が15年以上であり、社会福祉に対する功績が顕著であるもの。

ウ 内申をするものは各団体長とする。

（4）里親

ア 現在里親であって、その養育期間が12年以上であること。ただし養育期間が中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは所長とする。

（5）相談員

ア 相談員とは福祉関係の業務にあたるものという。

イ 現職であって、その在職期間が20年以上であること。ただし中断されている

場合は通算する。

ウ 内申をするものは所長又は会長とする。

(6) 除外条件

本条中第1号から第5号までの対象者のうち次の各号に該当するものは除外する。

ア 社会福祉功労者として、県知事表彰を受けたもの

イ 社会福祉功労者として、県社協会長表彰を受けたもの

ウ 社会福祉功労者として、市長表彰を受けたもの

(感謝の対象)

第4条 市長が感謝の意を表するものは、次の各号に定めるものとし、それぞれ該当の条件を有し、その職が重複する場合は就任年月の最も早いものとする。

(1) 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員

ア 現職であって、その在職期間が8年以上であり社会福祉の増進に功績が顕著であるもの。ただし在職期間が中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは各所属長とする。

(2) 福祉団体の役員

ア 福祉団体とは、本会が育成助成をしている社会福祉団体とし、対象者は各団体の最高議決会議（総会を除く）の構成員とする。

イ 現職であってその在職期間が10年以上とし、在職期間が中断している場合は通算する。

ウ 内申をするものは各団体長とする。

(3) 社会福祉施設団体の役員等

ア 施設とは社会福祉法第2条に規定され、かつ民間の社会福祉施設とする。

イ 現職であってその在職期間が10年以上であり社会福祉に対する功績が顕著であるもの。

ウ 内申をするものは各団体長とする。

(4) 里親

ア 現在里親であって、その養育期間が8年以上であること。ただし中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは所長とする。

(5) 相談員

ア 相談員とは福祉関係の業務にあたるものという。

イ 現職であってその在職期間が12年以上であること。ただし中断されている場合は通算する。

ウ 内申をするものは所長又は会長とする。

(6) 除外条件

本条中第1号から第5号までの対象者のうち次の各号に該当するものは除外する。

- ア 社会福祉功労者として、県知事感謝を受けたもの
- イ 社会福祉功労者として、県社協会長感謝を受けたもの
- ウ 社会福祉功労者として、市長感謝を受けたもの

(7) 市長が特に社会福祉に功績顕著と認めた場合は、市長が直接選考することがある。

(内申及び申請)

第5条 内申及び推薦は別記様式にて申請するものとする。

#### 附 則

- 1 昭和51年4月1日施行の要綱は廃止する。
- 2 この要綱は昭和54年10月23日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成2年10月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年10月16日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(廃止規定)

- 2 平成16年4月1日施行の要綱は廃止する。